

防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

令和3年3月策定
令和7年3月第1回変更
和歌山県

1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

(1) 和歌山県における農業用ため池の概要

ア 現状と基本的な考え方

農業用ため池は、古来より貴重な農業用水の水源として利用され、地域の財産として受け継がれてきた。

本県では、農業用水確保のため、地形を活かして谷を堰き止め貯留する「谷池」が多く、県内には約4,700箇所の農業用ため池が存在する。

これらの農業用ため池の多くは、水田から畑作への転作、新たな水源の確保、都市化に伴う転用等により、ため池依存度が低下、地域の財産としての関心が薄れている。

また、築造から相当年が経過し、老朽化や劣化の進行、近代的な技術基準を満たさない施設規模のほか、農業者の減少・高齢化等による管理組織の弱体化など、さまざまな課題を抱え、近年頻発する豪雨や近い将来発生が想定される東南海・南海地震等の大規模地震によって、大規模な被害の発生が危惧されている。

そのため、ため池決壊により浸水が想定される区域(以下「浸水区域」という。)に住宅、学校、病院、その他の公共の用に供される施設等が存する農業用ため池1,877箇所を「防災重点農業用ため池」として指定し、決壊による災害から県民の生命及び財産を保護するため、県及び市町が主体となり関係団体と連携し、以下に記載する防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。

イ 所有者及び管理者の状況

別表のとおり

(2) 和歌山県における防災工事等の実施状況等

別表のとおり

2 劣化状況評価の実施に関する事項

(1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年(以下「前期」という。)及び後半5年(以下「後期」という。)に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、後期は令和9年度末までを目標に劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 1,298か所

(うち、R7以降に12か所実施)

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 179か所

(2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

なお、経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者は、劣化状況評価の結果等を踏まえ定める。

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがある。

定期点検は、日常管理の一環であり、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）」第5条において、農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努める必要があることから、防災工事が完了したものも含め、県及び市町が連携し、所有者等に対し定期的に点検を行うよう啓発を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回／年

イ 定期点検を行う者：所有者等

3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、防災工事を推進するため、「豪雨耐性評価」を優先して行い、防災工事の実施に要する期間を考慮して、後期は令和9年度末までを目標に地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：888か所

（うち、R7以降に22か所実施）

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：173か所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する知事が特に必要と認めるものは、浸水区域に次の何れかが存するもの。

ア 学校教育法に定める小・中・高等学校、大学、特別支援学校等

イ 災害時要援護者関連施設

ウ 人口集中地区（DID）

エ 浸水深2m以上の区域に人家10戸以上

オ その他、市町長が特に必要とみとめるもの

4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

- ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：92 か所
(うち、R7 以降に 50 か所実施)
- イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池：74 か所

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響及び農業用水としての利用等を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

- ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 77 か所
(うち、R7 以降に 31 か所実施)
- イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 62 か所

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

都道府県又は市町村は、防災重点農業用ため池に係る防災工事の実施に当たっては、生物の多様性の確保を始めとする自然環境の保全、良好な景観の確保、文化の伝承等に配慮する。

ア 文化財保護担当部局との調整

文化財保護法第 125 条の規定に基づき史跡・名勝等に指定されている農業用ため池、重要文化的景観の構成要素となっている農業用ため池及び史跡名勝天然記念物等の指定地内に存する防災重点農業用ため池について、文化財保護担当部局に指定内容等を連絡するとともに、防災工事の実施にあたり、具体的な工事内容（地形の改変等の有無）を検討する段階から、時間的余裕をもって文化財保護法に基づく手続に係る準備を行う。

イ 環境担当部局との調整

絶滅危惧種などが生息・生育する防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、土地改良事業設計指針「ため池整備」等を参考に環境との調和への配慮を適切に行う。なお、防災重点農業用ため池を廃止するにあたっては、生息・生育の場が喪失するおそれがあることを踏まえ、環境担当部局と相談のうえ、絶滅危惧種の移動等の必要な措置を講じることとする。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容が明らかになった段階で、上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行う。なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池について防災工事を実施する場合、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設機能を所管する部局と協議・調整を行う。

5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町

イ 地震・豪雨耐性評価

市町

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) かんがい受益面積 5ha 以上且つ貯水量 1,000 m³以上は県

(イ) 上記以外は市町

エ 廃止工事

(ア) 複数の防災重点農業用ため池等の防災工事と併せて行う統廃合工事は県

(イ) 上記以外は市町

(2) 技術指導等の内容

県は所有者等が行う保全管理を支援するため、「和歌山県ため池サポートセンター」を設置し、市町と連携を図りながら保全管理の相談対応及び研修を通じた技術指導を行い、保全管理体制の充実と防災工事等の推進を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

県、市町、土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進する。

6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

(1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断されたものの防災工事の完了までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池について、市町は、防災工事が完了するまでの当面の間又は地域の実情を踏まえ、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、漏水を拡大させないための施設設置、損傷箇所の補修等）及び管理・監視体制の強化を図る。また、地震又は豪雨により、防災重点農業用ため池の決壊のおそれが生じた場合、市町は、貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、管理者と連携し的確に実施する。

(2) ICT 等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

市町は、防災重点農業用ため池の管理・監視体制を強化するため、ICT 等の先進技術を導入し、遠隔監視が可能となるよう水位計や監視カメラの設置等に努める。

別表

防災工事等の推進に関する基本的な方針

令和7年3月21日時点

1 農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(53 %)	(1 %)	(0 %)	(45 %)	(1 %)	(0 %)	(100 %)	
箇所数	2489	27	7	2119	43	9	4694	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
箇所数	178	106	1110	3142	32	126	4694	

※国：行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体：法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
イ	劣化状況評価等を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	217	
	① 防災工事（廃止工事を除く）が完了したもの	124	
	② 防災工事（廃止工事を除く）が未了のもの（継続中のものを含む）	83	
	③ 廃止工事が完了したもの（指定解除手続きが未了のものに限る）	0	
	④ 廃止工事が未了のもの（継続中のものを含む）	0	
	⑤ 豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	10	
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	1189	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	332	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	456	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	200	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	171	
	⑤ 地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたもののうち、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	30	
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	4	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	1	
	② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	3	
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	288	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	260	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	28	
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	179	
	① 今後廃止工事を行うもの	179	
	② 廃止工事が完了したもの（指定解除手続きが未了のものに限る）	0	
合計		1877	